

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（人事課）

### 一 趣旨

令和元年十月二十三日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告を踏まえ、職員の給与を改定するための改正

### 二 内容

- (一) 公民給与較差に基づく給与改定
  - ア 給料表を主として若年層について引上げ
  - イ 勤勉手当の支給割合の引上げ
- (二) 国に準じた給与制度の改正等
  - ア 住居手当の改定
  - イ 地域手当と給料の配分変更

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの令和二年度以降の勤勉手当の支給割合及び二(二)は令和二年四月一日